

特記仕様書

(1) 総則

(適用範囲)

本仕様書は、宇治市(以下「発注者」)が発注する「小倉 18 号ほか排水路測量業務委託(以下「本委託」)に適用する。

(委託目的)

本委託は、別発注の「小倉 18 号ほか排水路詳細設計業務委託」に必要な測量業務(基準点測量、路線測量、地形測量)を行うことを目的とする。

(履行期間)

本委託の履行期間は、令和 7 年11月 28 日までとする。

(使用する技術基準等)

本仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書によるほか、以下の技術基準に準ずるものとする。

なお、本委託の測量業務は、世界測地系によるものとする。

- a) 宇治市「測量業務共通仕様書」、「公共基準点等管理保全要項」
- b) 国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」
- c) 京都府「土木設計業務等委託必携」
- d) 日本測量協会「国土交通省公共測量作業規定」、「公共測量作業規定の準則」

(提出書類)

金額が 100 万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の入力システムにより、財)日本建設情報センター(JACIC)にデータ登録するものとする。登録には、業務契約時登録、業務完了時登録および必要に応じて変更時登録があり、監督職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを監督職員に提出するものとする。

(資料等の貸与及び返却)

設計図書に定める図書およびその他関係資料を貸与するものとする。貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合、監督職員に返却するものとする。

(土地への立ち入り等)

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ監督職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、受注者はあらかじめ証明書交付願を発注者に提出し、証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯すること。なお、業務完了後 10 日以内に証明書を発注者に返却すること。

(成果品の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書、国土交通省公共測量作業規程に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ①報告書
- ②図面
- ③CD-R(CAD データ(dwg、dxf、sfc 等)・Word・Excel・PDF)

(守秘義務)

受注者は業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し、目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報情報が漏洩した際は、監督職員に直ちに報告し、その指示に従い対応すること。

(必要経費)

業務の検査等の本委託に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(疑 義)

業務遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うこと。

(2) 測量業務

(業務内容)

1) 基準点測量

基準点測量は、既存の基準点と整合を図るものとする。なお、GPS 測量を行う場合は、現場条件の精査を行い、良質なデータの確保に努めるものとし、これにかかる費用は受注者の負担とする。

2) 路線測量

仮 BM 設置測量は、必要な水準点を現地に設置し、標高を求めるものとする。

3) 現地測量

現地測量は、構造物および官民境界と思われる箇所に座標値を持たせるものとする。なお、測量範囲については、監督職員と協議のうえ、決定すること。

(既知点の使用)

既知点は国土地理院が設置した都市再生街区基本調査街区多角点および節点を使用すること。また、使用に際しては宇治市「公共基準点等管理保全要項」によるものとし、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

(3) その他

(提出成果品)

提出成果品については下記のとおりとする。

【基準点測量】

業務区分	成果品の名称	備考
基準点測量	成果表 成果数値データ 基準点網図 観測記簿 計算簿 点の記 建標承諾書 精度管理表 点検測量簿 平均図 測量標の地上写真 測量標設置位置通知書 基準点現況調査報告書 その他必要とされるもの	2部

【路線測量】

業務区分	成果品の名称	備考
路線測量	観測手簿 計算簿 成果表 引照点図 点の記 精度管理表 その他必要とされるもの	2部

【現地測量】

業務区分	成果品の名称	備考
現地測量	地形図原図 精度管理表 その他必要とされるもの	2部